

I 学校・家庭・地域の協働の必要性

「学校マネジメント」推進指針より

- 学校の抱える課題が**複雑化・困難化**している現在、困難な課題を解決していくためには、学校はより一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合う必要があります。
- 一方、地域には子どもたちの学びを豊かにしていく役割が期待されていますが、人と人の関わりや地域の**つながりが薄れ**、地域コミュニティの**希薄化**が懸念されています。

学校が抱える課題

複雑化・困難化

- いじめ・暴力行為等問題行動の発生
- 特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加

地域や家庭が抱える課題

地域の教育力低下

- 後継者不足による地域産業・コミュニティの活性化
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化

- このような状況の中、「**よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る**」という学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働が重要になります。

II 「地域とともにある学校」づくりの推進

「学校マネジメント」推進指針より

- 学校は、どのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという**目標やビジョン**を**地域住民等と共有**し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」づくりを推進する必要があります。

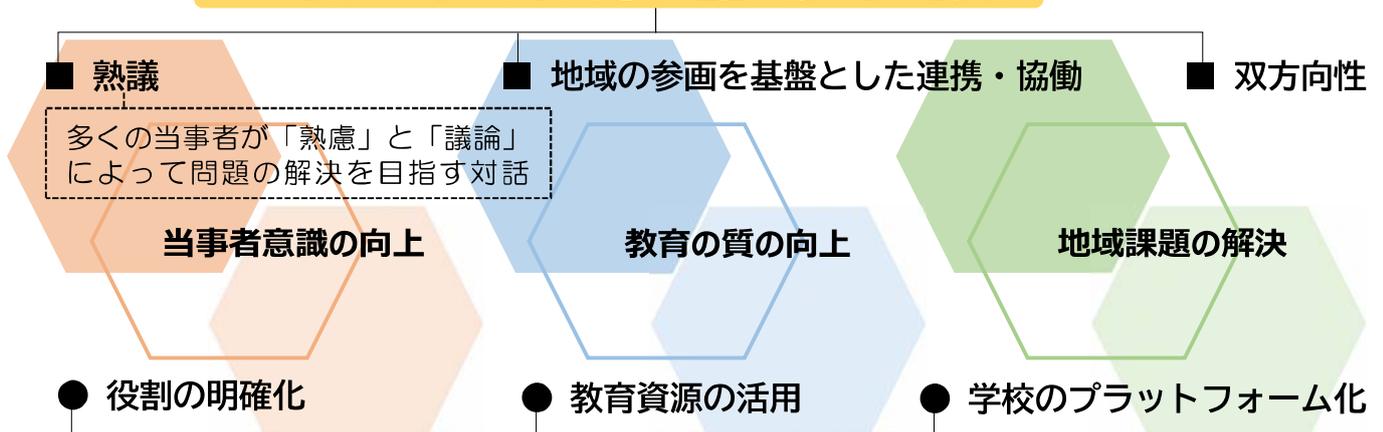
コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

- 学校と地域が目標や課題を共有し「地域とともにある学校」づくりを進めるための仕組み
- 学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

大分県が目指す「地域とともにある学校」の姿

- 学校と地域がパートナーという関係の下、それぞれが**当事者として「参画」**しながら、共に子どもたちを育て、そのことを通じて共にこれからの**学校や地域を創る**という理念に立つ。
- 支援を超えて**目的を共有**し、長期的な「**双方向性**」のある展望を持った「**連携・協働**」を行うことができる関係を構築した学校。

「地域とともにある学校」の運営に備えるべき要素



「地域とともにある学校」に期待される役割

Ⅲ 地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境の整備

「学校マネジメント」推進指針より

- 「地域とともにある学校」づくりを推進するためには、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**していくことが必要であり、それに向けての**体制の構築**が重要です。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による課題解決

■コミュニティ・スクール

■地域学校協働活動



地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動推進員が**学校運営協議会の委員**として**参画**することにより、**学校と地域が目標を共有した活動**を目指します。

*「地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会の委員である小中学校」の割合：56.6%（R5）

地域学校協働活動推進員

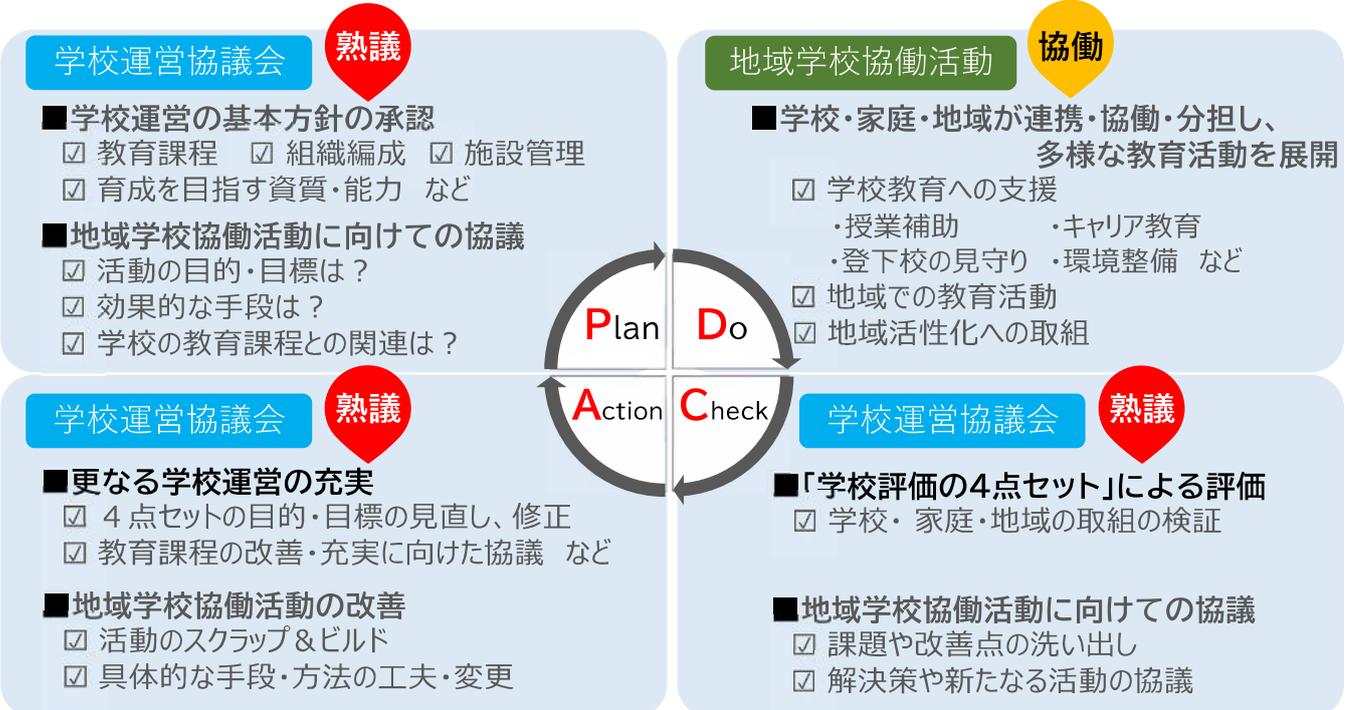
- 社会教育法に基づき、教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーター。

- 地域学校協働活動推進員の主な役割は、
 - 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
 - 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
 - 地域ボランティアの募集・確保 などです。

Ⅳ 学校・家庭・地域による目標協働達成に向けた取組

「学校マネジメント」推進指針より

- 校内の検証・改善サイクル（「学校評価の4点セット」）と学校運営協議会を**連動**させ、学校の現状や課題、重点目標の共有や取組内容の検討を家庭・地域と連携して進めることが重要です。



キーワード **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**

大分県が目指す
地域とともにある学校

実現に向けて①
学校運営協議会

実現に向けて②
地域学校協働活動

取組事例

各立場がすべきこと
大切な視点

教育委員会

コミュニティ・スクール

学校運営協議会※1

熟議

- 学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
 - ・ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
 - ・ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

意見

説明

承認

任命

■委員（構成）

- ・ 地域住民
- ・ 保護者
- ・ 地域学校協働活動推進員 等

※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

学校（校長等）

学校運営の基本方針

教育課程 生徒指導

学校運営や教育活動

学力向上

説明
相談

意見

解決策の提示

CS委員として参画

学校担当者と連携

人材のコーディネート

委嘱

地域学校協働活動推進員※2

活動のコーディネート

※2 社会教育法 第9条の7
※3 社会教育法 第5条

地域学校協働活動

■地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動 ※3

- ・ 授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
- ・ 放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
- ・ 地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動等

「協育」ネットワーク

